

令和8年度第1回 貸研究室募集要領

募集要領

1 趣旨

起業家や新事業分野に進出しようとする中小企業の皆様を技術・経営両面から総合的に支援するため、研究開発スペースとして当センター内に設置している貸研究室の入居者を募集します。

2 募集対象

次のいずれかに該当する方(個人・法人は問いません)

- (1) 研究開発(ソフトウェア開発も可)を行う方であって、創業しようとする方又は創業の日以後5年を経過していない方
- (2) 新たな事業分野へ進出するため、その研究開発を行う中小企業者

※貸研究室を退所後も引き続き埼玉県内で事業を行う予定である方が対象です。

※埼玉県内に事業所等のない県外企業については、埼玉県内で本店登記または支店登記を行うこと(個人事業主については、埼玉県内を納税地とする異動届を提出すること)が条件となります。

なお、次のいずれかに該当する方は応募できません

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32号第1項各号に該当する者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者

3 募集室数

1 室 (661研究室)

4 対象研究室の設備概要

室名	661研究室
面積(m ²)	41.21
コンセント設備	単相100V, 200V 合計 50A まで 三相200V 50A まで
床	無筋コンクリート 耐薬品塗料仕上げ 床耐荷重 500kg/m ²
給排水設備	手洗用流し 実験台用設備
実験排気設備	無機系ドラフトチャンバー
月額室料	93,500円

※敷金・保証金なし。ただし、退去の際の原状回復義務あり。

※すべての部屋にインターネットに無料で接続できる環境(有線)あり。

※別料金で駐車場の利用可(入居する法人もしくはその代表者の名義の車のみ、2台まで)。

5 入居費用

月額室料は上記4を参照(共益費【月152時間分の冷暖房費を含む】・消費税込み)。

- その他 (1)光熱水費、上記を超える冷暖房費 (2)電話・Eメール等は入居者の直接契約
(3)地下駐車場(車両制限あり)の料金 (4)各研究室の改造費用等

6 入居期間

原則 3年以内(ただし、5年を超えない期間まで更新可(審査あり))

7 入居選考

書類及び面接選考(プレゼンテーション及び質疑応答)

※面接審査は令和8年6月下旬から7月上旬ごろに実施予定です。

※研究開発計画の新規性、独創性、実現性、発展性、市場性及び支援の必要性等を評価します。

8 入居開始

令和8年8月以降予定

9 入居制限

➤ 有害・危険な研究・実験、又は他に迷惑をかける研究・実験を行うことはできません。

- (例)・放射性物質、病原体、ナノ物質他、別途諸般法の許可を要する薬品・機器類等を使用するもの
- ・振動、騒音、妨害電波、煙、悪臭、廃棄困難な化学物質を発生するもの
 - ・多量な危険物等を使用するもの
 - ・動物の実験、飼育をとまなうもの

※管理上、認めることができない研究等もあります。応募前にご相談ください。

➤ 実施する事業の内容が公共の施設を利用して行うものとして適切でないと判断される場合、お断りする場合があります。

応募申請の手続き

1 応募の手続き

応募する部屋を決める前に、実際の部屋を見て現状確認をお願いします。担当がご案内しますので、電話にてご予約ください。

その上で、下記必要書類を期限内に提出してください。

(1) 必要書類

◎個人の場合	◎法人の場合
① 「貸研究室利用申請書」(※1)	① 「貸研究室利用申請書」(※1)
② 「事業計画書」(※1)	② 「事業計画書」(※1)
③ 住民票の写し	③ 定款の写し
④ 直近3年分の青色申告書の写し又は所得の状況を明らかにした書類	④ 直近3期分の貸借対照表、損益計算書、その他決算関係書類
⑤ 直近の住民税納税証明書	⑤ 直近の都道府県民税納税証明書
⑥ 開業届出書の写(法人登記申請書の写、税務署提出の開業届や県税事務所提出の事業開始等申告書等)	⑥ (県外企業(※2)のみ)「埼玉県内進出(移転)計画書」(※1)

※1 様式をホームページに掲載しているため、ダウンロードしてご利用ください。

※2 埼玉県内に事業所等のない県外の企業。

(2) 提出方法

電話による事前連絡の上、持参・郵送もしくはメールにて提出

※会社・製品概要等の資料があれば添付してください。

※提出された書類は選考にのみ使用しますが、お返ししませんので御了承ください。

※不備のある申請書類は受理できません。書き方等については提出前に余裕をもってご相談ください。

2 受付期間

令和8年5月13日(水) ~ 令和8年6月5日(金) ※期間内必着のこと

3 受付場所・問い合わせ先

埼玉県産業技術総合センター6階 企画・総務室 管理担当
〒333-0844 埼玉県川口市上青木3-12-18(SKIPシティ内)
電話：048-265-1312 e-mail：h6513113@pref.saitama.lg.jp
(土・日曜、祝日を除く午前9時から午後5時まで)

貸研究室入居後の注意事項

- 1 貸研究室への入居は行政財産の使用許可(行政行為)で、民法上の契約ではありません。よって、不適切な利用があった場合には、許可を取り消すことがあります。
(例) 許可内容と異なる場合(申請した計画と異なる事業の実施等)、使用料の滞納、許可された者以外の利用、事件・事故を起こした場合、利用が極端に少ない場合、その他センターの指示に従わなかった場合
- 2 開放機器の利用、依頼試験等(有料)について料金等の特別な優遇措置はありません。
- 3 貸研究室の使用料、駐車料金は納入通知書にて、利用月の前月末日までに支払をお願いします。なお引越しによる入居日にかかわらず、貸研究室の使用料は許可日からの請求(日割り計算)となります。
- 4 光熱水費の支払は、納入通知書にて利用月の翌月に支払をお願いします。
- 5 毎年度1回、決算書の提出及び事業報告書の提出義務があります。また進捗状況のヒアリングは随時行います。
- 6 入居後に研究内容や代表者等許可内容に変更を生じさせようとする場合は、変更許可が必要になります。
- 7 設備の設置等で室内の改造が必要な場合には許可が必要です(認められない場合があります)。
- 8 入口等への入居者名の表示はセンターが行います。ドア、ガラス面に社名や広告を掲示することはできません。
- 9 事業系一般廃棄物(生ゴミ、紙ゴミ、ビン・缶・ペットボトル等)はセンターで収集します。実験過程で生じたゴミ、粗大ゴミ、有害ゴミ、産業廃棄物等は入居者が処分してください。
- 10 管理の都合上利用者が不在の場合でも、職員、設備・警備・清掃業者が入室することがあります。
- 11 退去時には改造した箇所のほか、通常使用で生じた傷、汚れ等についても原状回復義務があります。ドラフトチャンバーはスクラバー洗浄や活性炭の交換が必要です。
- 12 利用許可期間満了日の前に退居する場合は、退居する日の3か月前までに利用中止申出書の提出が必要です。
- 13 火気の使用や爆発性物質、劇毒物及びその他の危険物を持ち込もうとする場合には事前の許可が必要です。
- 14 センター内での飲酒及び喫煙は禁止です。

貸研究室の概要

1 所在地

埼玉県川口市上青木3丁目12番18号(SKIPシティ内)
埼玉県産業技術総合センター内(5・6階)

【主な交通アクセス】

- JR京浜東北線・西川口駅東口
〈バス〉東口5番乗場「川口市立高校」で下車
(バス約15分・下車後徒歩約5分)
- JR京浜東北線・川口駅東口
〈バス〉東口7～9番乗場「川口市立高校」で下車
(バス約20分・下車後徒歩約5分)
- 埼玉高速鉄道・鳩ヶ谷駅西口
〈バス〉西口3番乗場「川口市立高校」で下車
(バス約11分・下車後徒歩約5分)



2 室数

22室 (36.08 m² ~ 169.81 m²)

3 主な設備

- (1)カードキーによる24時間入退室可能
 - (2)地下駐車場(月額使用料 10,400円/台)
 - (3)会議室(交流サロン・スタッフルーム・ミーティングルーム)
 - (4)試作加工室(フライス盤、ボール盤、卓上旋盤等)
 - (5)給湯室
- } 利用無料

4 入居者への主な支援

- (1)産業技術総合センターの研究者による技術支援
- (2)インキュベーション・マネージャーによる経営支援
- (3)セミナー、情報提供、他の支援機関との連携支援
- (4)各種依頼試験及び開放機器の利用(電波暗室、X線CT三次元測定機、3Dプリンタ等) **有料**

《貸研究室全体配置》

